

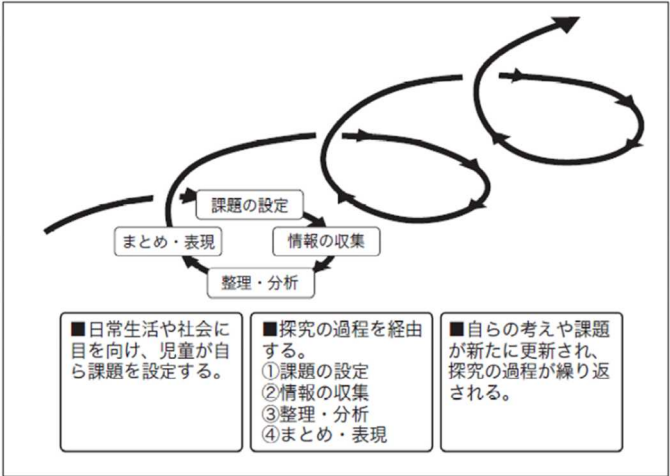
試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	✕
	特別選抜	✕

科目	論述
対象	総合教育実践プログラム

受験番号					

問1 共通問題 ※全員が解答すること。解答は5ページの解答欄に記入すること。

『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』（文部科学省、平成20年）では、「探究的な学習における児童の学習の姿」として、以下の図が示された。



その後、これと同様の図が、『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編』『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編』『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総合的な探究の時間編』においても取り上げられており、校種を問わず活用されるものになっている。

さらには、「探究」が現行の学習指導要領においてキーワードとなるなか、この図は、「総合的な学習の時間」（小学校および中学校）や「総合的な探究の時間」（高等学校）に限らず、広く学校教育における「探究」について考える際にも、しばしば引き合いに出されるものになっている。

以下の2つの問いに答えよ。

- （1）この図で描かれるような「探究」が広く学校教育で求められるようになってきた背景について述べよ。
- （2）「探究」がこのように図示されることに伴う危険性、あるいは、この図がもたらす弊害について述べよ。

<出題意図>

近年、「探究」が学校教育において注目されている。その背景としては、社会像の転換、求められる能力の変化、従来の教育課程の枠組みや指導法の限界などが考えられる。（1）では、「探究」が求められるそうした事情を的確に文章でまとめられるかを見る。

一方、国から示された「探究的な学習における児童（生徒）の学習の姿」の図の流布に伴って、児童・生徒に「自ら課題を設定する」ことをいきなり求めるところから始めたり、「探究」の過程を機械的に切り分けて児童・生徒に順になぞらせたりするなど、形式的な、あるいは硬直化した実践事例も存在する。（2）では、そうした危険性や弊害を想像あるいは経験に基づいて記述し、的確に文章でまとめられるかを見る。

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	✕
	特別選抜	✕

科目	論述
対象	総合教育実践プログラム

受験番号					

問2 選択問題 ※Ⅰ～Ⅲより2題を選択し、解答すること。解答はそれぞれ、6、7ページの解答欄に記入すること。

Ⅰ 現代の教育学者であるガート・J・J・ビースタ（Gert J. J. Biesta, 1957-）は、教育を、資格化（qualification）、社会化（socialization）、主体化（subjectification）の三機能から成るものとして説明している。

資格化とは、学習者に知識や技能を与えることをはじめ、特定の仕事や文化活動など、人が何かを行う際の判断の志向や形式を学習者に与えることである。

社会化は、学習者が特定の社会的、文化的、政治的秩序の一部となるよう働きかけることである。それは既存の行為や存在の仕方に学習者をはめ込むことである。

主体化は、学習者がより自律的で独立した存在となるために、既存の秩序を中断する働きかけを教育者が行うことである。この場合、主体化は学習者中心によってではなく、教育者の教育的働きかけによって実現されるものとされる。すでに社会に存在する知識や技能、慣習そのものに問いが投げかけられるため、それらを反復する行為ではなく、学習者が唯一無二の声で応答するよう求められることで生じるものとして主体化は位置づけられている。

教育の三機能に関する以上のビースタの説明をもとにして、「主体的・対話的で深い学び」について考察し、あなたの考えを論ぜよ。（出典 ガート・ビースタ（2016）『よい教育とはなにか——倫理・政治・民主主義』、藤井啓之・玉木博章訳、白澤社.）

<解答のポイント>

ビースタの教育の三機能説は、教育、すなわち、教えることの重要性を説くものである。それは教育の学習化（learnification）と呼ばれるような、現在の学習者中心、学習中心の教育観を批判する立場から展開されたものである。問題文からそのことを読み取り、ビースタの言う主体化と、ビースタが批判する学習化の文脈にある日本の「主体的・対話的で深い学び」とのずれ、違いを論じることができるかが解答の第一のポイントとなる。また、資格化、社会化との関連も念頭に置きつつ、中断と言われる主体化に向けた働きかけを具体的に論じることができるかが第二のポイントとなる。

試験区分	一般選抜	○	科目	論述	<table><tr><th colspan="6">受験番号</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	受験番号											
	受験番号																
	現職教員選抜	○	対象	総合教育実践プログラム													
	外国人留学生等選抜	○															
派遣教員選抜	✕																
特別選抜	✕																

Ⅱ 以下の事態があなたが担任している学級で起こったとする。児童（生徒）に対してどのような支援が考えられるか、勤務中（勤務予定）の校種を想定して、理由とともに 3 点述べよ。

A は、普段から言葉や表情で伝えることの少ない児童（生徒）である。個別面談において、夢中になっていることを聞くと、オンラインゲームやネット動画について、いきいきと語る姿が見られた。

2 学期から、遅刻が増え授業中の居眠りが多くなってきた。心配になって話を聞くと、どうやらオンラインゲームやネット動画に夢中になり、学校から帰ってすぐ眠り、夜 9 時頃から明け方まで起きている生活を送っているという。直近の試験では、以前に比べて成績が芳しくなかった。

A 自身もこのままではまずいと思い、「10 日後の試験でよい成績を取りたい」と考えているようだが、朝は起きられず、授業中に睡魔が襲ってくることは変えられない様子である。

※出典 伊藤美奈子編著（2022）『不登校の理解と支援のためのハンドブッケー多様な学びの場を保障するために―』。ミネルヴァ 書房，p.102.（ただし、出題のため本文を要約、脚色した。）

＜出題意図＞

学校において、インターネット問題に対応することは喫緊の実践課題である。これらのことを踏まえて、インターネット問題への適切かつ迅速な対応についての、基本的な考え方や具体的な方途をまとめることができるかを確認する問題である。

＜解答のポイント＞

家庭でのインターネットの長時間利用については、学校が個々に対応する必要はないという見解もありうるが、家庭任せで放置しておくことは学校にとっては得策といえないため、支援や対応を多角的に行うことが重要である。

支援の一つとして教育相談がある。A の意見や考えを共感的に受け止めながら、目標や実行できそうな具体策を話し合い、A 自身が行動を切り替える決断をできるよう支援することが考えられる。

次に、教職員の複数メンバーで情報を共有し、支援の方向を見出すことが考えられる。

家庭への支援も重要である。ネットの長時間利用は、家庭での出来事であり学校だけでは解決することが難しいため、家庭に対する指導や援助が重要である。具体的には、時間・場所などのルールづくりや、フィルタリングの設定等についての指導・援助、相談機関の周知等が考えられる。

加えて、オンラインゲームやネット動画に依存するのは、A が学級で居場所がない状況があることも考えられるため、孤立状況の把握や居場所づくりのサポートを行う視点も重要である。

さらには、A と同様の児童（生徒）がいるおそれもあることから、アンケートでの実態把握、啓発活動の実施、児童（生徒）間で議論しながらルールを定める機会を設定すること等も重要である。

これらのことを示しながら、インターネット問題の対応に向けた具体的な支援の記述を求める。

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	✕
	特別選抜	✕

科目	論述
対象	総合教育実践プログラム

受験番号					

Ⅲ 学習指導要領総則では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用」を図ることが示されている。学校図書館の計画的な利活用をする上での課題を学校図書館の現状に関する資料から読み取って 3 つ挙げた上で、学校が取り組むことのできる具体的な手立てについて、あなたの考えを論ぜよ。

資料① 学校図書館における人的整備の状況 ※令和 2 年 5 月 1 日現在

【司書教諭の発令状況】

	全体の状況	12 学級以上の学校 における発令状況
小学校	69.9%	99.2%
中学校	63.0%	97.0%
高等学校	81.5%	93.2%

【学校司書の配置状況】

	配置学校数	全体に占める割合
小学校	13,202 校	68.8%
中学校	6,375 校	64.1%
高等学校	3,079 校	63.0%

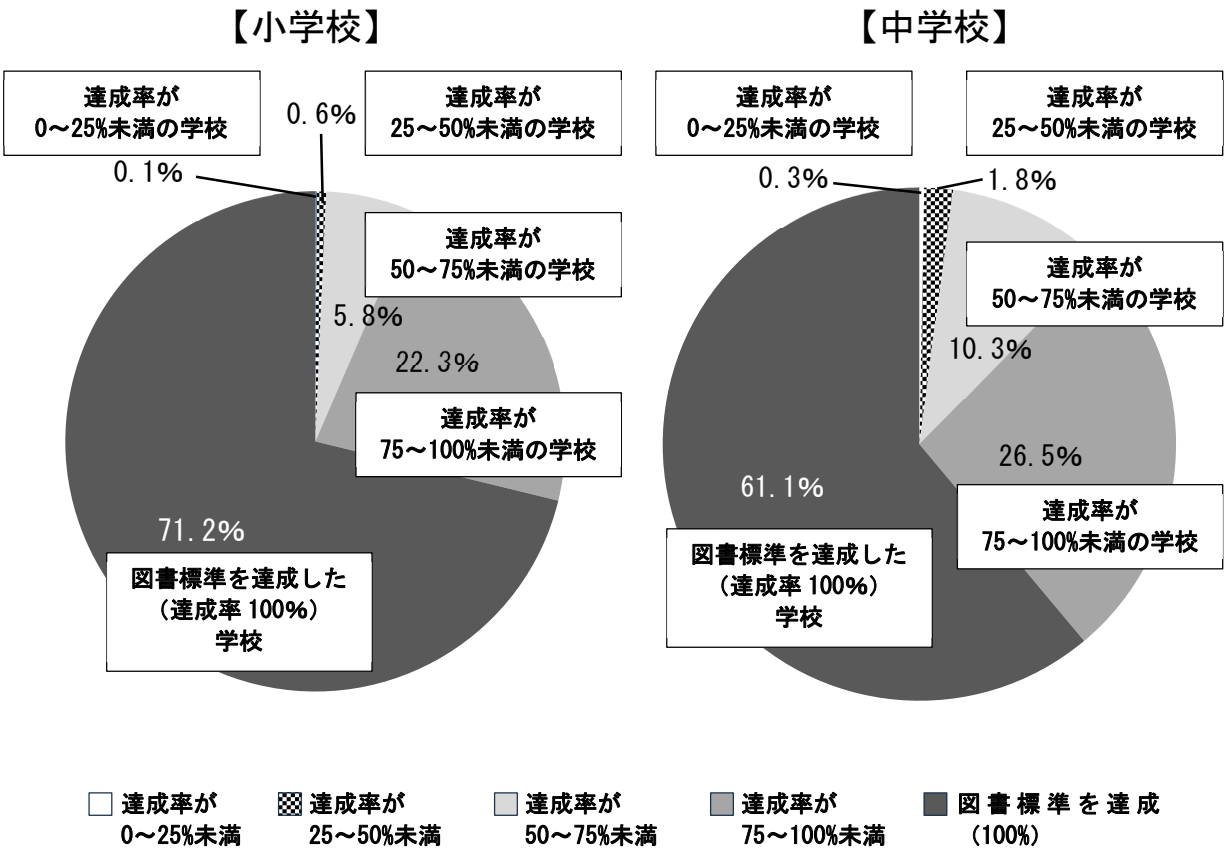
[参考] ＜学校図書館法（抄）＞ 第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。 附則（抄） 2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。 ＜学校図書館法附則第 2 項の学校の規模を定める政令＞ 学校図書館法附則第 2 項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を 300 で除して得た数（1 未満の端数を生じたときは、1 に切り上げる。）とを合計した数）が 11 以下の学校とする。															
[参考] ＜学校図書館法（抄）＞ 第 6 条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。															

資料② 授業における学校図書館の活用状況 ※令和元年度末現在 ※公立学校における状況

	学校数 (A)	活用している学校図書館の科目の内訳（複数回答可）													
		国語 (B)	割合 (B/A)	社会 (C)	割合 (C/A)	地理 歴史 (D)	割合 (D/A)	公民 (E)	割合 (E/A)	美術 (F)	割合 (F/A)	総合的な学 習（探究）の 時間 (G)	割合 (G/A)	特別 活動 (H)	割合 (H/A)
小学校	18, 849	17, 843	94. 7%	13, 683	72. 6%							16, 345	86. 7%	6, 903	36. 6%
中学校	9, 120	6, 639	72. 8%	2, 175	23. 8%					2, 161	23. 7%	6, 012	65. 9%	2, 711	29. 7%
高等学校	3, 436	1, 946	56. 6%			359	10. 4%	286	8. 3%	736	21. 4%	1, 230	35. 8%	888	25. 8%

試験区分	一般選抜	○	科目	論述	<table><tr><th colspan="6">受験番号</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	受験番号											
	受験番号																
	現職教員選抜	○	対象	総合教育実践プログラム													
	外国人留学生等選抜	○															
派遣教員選抜	✕																
特別選抜	✕																

資料③ 全国の公立小・中学校における学校図書館図書標準の達成率ごとの学校の割合
※令和元年度末現在



※学校図書館図書標準の達成率：
各学校における学校図書館図書標準に基づく蔵書冊数の達成割合。

※資料①～③は、文部科学省「令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について（概要）」（令和 3 年 7 月 29 日発表／令和 4 年 1 月 24 日修正）をもとに作成した。

＜解答のポイント＞
複数の資料を読み、そこから読み取った課題を 3 つ挙げているか、また学校が取り組むことのできる具体的な手立てが述べられているかが解答のポイントとなる。資料から読み取れる課題としては、例えば、学校司書の配置や特に 11 学級以下の学校での司書教諭の配置が少ない点、国語や総合的な学習（探究）の時間以外での学校図書館活用が少ない点、そして、蔵書数が図書標準に達していない学校がある点等である。